

三条市スポーツ推進委員協議会 会計に関する施行細則

(目的)

第1条 本細則は、三条市スポーツ推進委員協議会の会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入予算)

第2条 三条市スポーツ推進委員協議会（以下「本会」という。）の歳入予算は、次の科目からなる。

- (1) 会費 委員が年度当初に納入するもの
- (2) 繰越金 前年度までの予算の執行残額
- (3) 雑収入 預金利息その他上記に属さない収入

2 会費の徴収は、「三条市スポーツ推進委員協議会 会費に関する施行細則」に基づき行う。

(歳出予算)

第3条 本会の歳出予算は、次の科目からなる。

- (1) 負担金 全国スポーツ推進委員連合に支出する経費
- (2) 活動費 本会が主管する事業等における企画運営における経費
- (3) 研修費 各種スポーツ推進委員団体が主催する研修会の出席に係る経費
- (4) 慶弔費 委員の慶弔に係る経費
- (5) 予備費 上記の事項に属さない経費

2 研修費の執行は、「三条市スポーツ推進委員協議会 研修費に関する施行細則」に基づき行う。

3 慶弔費の執行は、「三条市スポーツ推進委員協議会 慶弔費に関する施行細則」に基づき行う。

(予算の作成、成立)

第4条 歳入歳出予算は、会計年度ごとに作成する。

2 会長は、各年度最初の定例会において、委員に予算案の説明を行う。予算の成立には、

過半数の同意を必要とする。

(決算の調製、認定)

第5条 各会計年度の終了後、会計は出納簿及び領収書類に基づき決算を調製する。

2 会計は、翌年度最初の定例会において、会計監査の意見を付し委員に説明を行う。決算の認定には、委員の過半数の同意を必要とする。

(科目の設置)

第6条 歳出予算の執行において、第3条の科目による支出が適当でない場合、新たに科目を設置し支出することができる。

(予算の執行)

第7条 予算の執行は、会長の決裁により行う。

附 則

この施行細則は、令和7年4月10日より施行する。